

奈良市公報

号外第8号

平成24年3月14日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告示

- 指定管理者の指定（2件）……………1
- 放置自転車等の保管……………1
- 指定管理者の指定（3件）……………2
- 放置自転車等の保管（2件）……………3
- 市有財産の公売……………3
- 指定管理者の指定……………5
- 平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領……………5
- 平成24年度奈良市物品購入等入札参加資格審査申請要領……………8
- 地縁による団体の認可（2件）……………10
- 農用地利用集積計画の縦覧……………11
- 指定管理者の指定（8件）……………11
- 放置自転車等の保管……………14
- 開発行為に関する工事の完了……………14
- 一般競争入札の実施の一部変更……………15
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………15
- 奈良市転害門前観光駐車場の臨時開場……………15
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………15
- 道路の位置指定……………16
- 都市計画生産緑地地区の変更……………16
- 農業振興地域整備計画の変更……………16
- 奈良市地域福祉推進会議設置要綱の一部を改正する告示……………16

告示

奈良市告示第710号

奈良町からくりおもちゃ館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市陰陽町7番地
奈良町からくりおもちゃ館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市薬師堂町31番地
特定非営利活動法人からくりおもちゃ塾奈良町

理事長 鎌田 道隆

- 3 指定管理者の指定の期間
開館の日から平成29年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良町からくりおもちゃ館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良町からくりおもちゃ館の利用制限に関する事。
 - (3) 奈良町からくりおもちゃ館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。

（平成23年12月16日揭示済）

奈良市告示第711号

奈良市総合福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市左京五丁目3番地の1
奈良市総合福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条大路一丁目9番10号
社会福祉法人奈良市社会福祉協議会
会長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市総合福祉センター条例第5条（第3号及び第4号を除く。）、第9条、第14条及び第16条に掲げる事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市総合福祉センター（みどりの家歯科診療所及びみどりの家はり・きゅう治療所を除く。）の利用承認及び利用制限に関する事。
 - (3) 奈良市総合福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。

（平成23年12月16日揭示済）

奈良市告示第712号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年12月16日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年12月16日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市都市整備部都市計画室交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成23年12月16日掲示済)

奈良市告示第713号

奈良市都祁交流センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月19日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市都祁白石町1133番地
奈良市都祁交流センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市二条大路南一丁目1番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市都祁交流センター条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 交流センターの使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 交流センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。

(平成23年12月19日掲示済)

奈良市告示第714号

奈良市都祁体育館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月19日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市都祁白石町1161番地
奈良市都祁体育館
 - 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市二条大路南一丁目1番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関する事。
(2) 施設及び設備の維持管理に関する事。
(3) その他市長が定める事。
- (平成23年12月19日掲示済)

奈良市告示第715号

奈良市都祁農畜産物処理加工施設及び奈良市都祁農林水産物処理加工施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月19日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市針ヶ別所町1025番地
奈良市都祁農畜産物処理加工施設
奈良市都祁農林水産物処理加工施設
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市二条大路南一丁目1番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 加工センターの利用届の受理及び利用制限に関する事。

- (2) 加工センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成23年12月19日揭示済)

奈良市告示第716号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年12月19日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年12月17日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成23年12月19日揭示済)

奈良市告示第717号

- 1 公売物件
1号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市秋篠町	1180-65	宅 地	258.86㎡	258.86㎡	1,540万円

2号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市秋篠町	1180-67	宅 地	244.67㎡	244.67㎡	1,180万円

3号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市秋篠町	1180-68	宅 地	230.42㎡	230.42㎡	1,110万円

4号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市秋篠町	1180-69	宅 地	227.39㎡	227.39㎡	1,090万円

5号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市青山六丁目	3-12	宅 地	253.18㎡	253.18㎡	1,830万円

6号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市青山六丁目	3-18	宅 地	259.64㎡	259.64㎡	2,010万円

7号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市青山六丁目	3-19	宅 地	263.12㎡	263.12㎡	2,000万円

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年12月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年12月20日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成23年12月20日揭示済)

奈良市告示第718号

一般競争入札により次のとおり市有財産を公売するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年12月20日

奈良市長 仲川元庸

8号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市青山六丁目	3-21	宅 地	283.24㎡	283.24㎡	2,000万円

9号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市富雄川西二丁目	1122	宅 地	235.92㎡	235.92㎡	2,480万円

10号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市富雄川西二丁目	1123	宅 地	179.77㎡	179.77㎡	1,910万円

11号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市富雄川西二丁目	1127	宅 地	180.88㎡	180.88㎡	1,920万円

12号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市富雄川西二丁目	1142	宅 地	202.51㎡	202.51㎡	2,230万円

13号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市西九条町二丁目	2-10	宅 地	210.47㎡	210.58㎡	1,120万円

14号物件

所 在	地 番	地 目	公簿面積	実測面積	最低入札価格
奈良市東之阪町	416-24	宅 地	306.27㎡	306.27㎡	674万円

2 入札参加者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 成年被後見人

イ この入札による不動産の取得に関し親権者又は後見人の同意を得ない未成年者

ウ この入札による不動産の取得に関し保佐人の同意を得ない被保佐人

エ 不動産の取得に関し同意権付与の審判を受けた被補助人で、この入札による不動産の取得に関し補助人の同意を得ないもの

オ 破産者で復権を得ないもの

(2) 市町村税完納者でない者

(3) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を

履行することを妨げた者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 競争入札において、落札し、契約の締結をしない者

キ 上記ア～カのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者であっても更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定

による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても再生計画が認可された者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (8) 奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領(平成15年1月6日制定)又は奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領(平成8年4月1日制定)に基づく指名停止を受けている者
- (9) その他市長がこの入札に参加することを不適切と認める者

3 契約条項及び入札案内書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
平成24年1月12日(木)から平成24年1月25日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (2) 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 総務部管財課(北棟5階)

4 入札申込受付の日時及び申込方法

- (1) 日時
平成24年1月12日(木)から平成24年1月27日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

郵送により申込みを行う場合は、平成24年1月27日(金)必着

- (2) 申込方法
持参又は郵送(簡易書留又は配達記録郵便に限る。)
持参の場合
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 総務部管財課(北棟5階)

郵送の場合
【送り先】〒630-8580 奈良市役所内郵便局
奈良市役所 総務部管財課

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札日 平成24年2月13日(月)
- 入札時間 1号物件 午前9時30分から
2号物件 午前10時00分から
3号物件 午前10時30分から
4号物件 午前11時00分から
- 入札日 平成24年2月15日(水)
- 入札時間 5号物件 午前9時30分から
6号物件 午前10時00分から
7号物件 午前10時30分から
8号物件 午前11時00分から
- 入札日 平成24年2月17日(金)
- 入札時間 9号物件 午前9時30分から
10号物件 午前10時00分から
11号物件 午前10時30分から

- 12号物件 午前11時00分から
13号物件 午前11時30分から
14号物件 正午から

- (2) 開札の日時
入札締切り後、直ちに開札

- (3) 入札及び開札の場所
奈良市役所北棟5階 第21会議室

以下省略

(平成23年12月20日揭示済)

奈良市告示第719号

奈良市グリーンホールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月21日

奈良市長 仲川元庸

- 指定管理者を指定する公の施設
奈良市中登美ヶ丘三丁目1994番地の10
奈良市グリーンホール
- 指定管理者の所在地及び名称
奈良市鶴舞東町1番79-101号 鶴舞保育園内
グリーンファミリー
会長 芦田一彦
- 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
- 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市グリーンホール条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
(2) 奈良市グリーンホールの使用承認及び使用制限に関する事。
(3) 奈良市グリーンホールの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(4) その他市長が定める事。

(平成23年12月21日揭示済)

奈良市告示第720号

平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定める。

平成23年12月21日

奈良市長 仲川元庸

平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第2項の規定により、平成24・25年度において、奈良市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、競争入札に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市内業者(市内に建設業法(昭和24年法律第100号)等に基づく本店を有する者)及び準市内業者(市内に建設業

法等に基づく支店等を有する者)については、今回は基準年受付となり、平成24・25年度の2年間の有効期間となります。なお、市外業者(市内に建設業法等に基づく本店及び支店等を有しない者)については、追加年受付となり、平成24年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び平成23年2月に申請されなかった方です。

1 入札参加者の資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で、復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成22・23年度分の市・県民税(法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成23年度分が確定していない場合は、平成21・22年度分)及び固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 平成22・23年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 平成22年4月～平成23年9月分の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

2 受付期間

平成24年2月15日(水)から同月29日(水)まで(土・日曜日を除く。)

※送付分については、平成24年2月1日(水)から受付します。

3 受付時間

午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時

4 受付場所

奈良市役所庁舎北棟4階 第18会議室
 <問合せ先>奈良市総務部契約室契約課
 電話番号 0742-34-4743

5 申請方法

- (1) 市内業者は持参受付に限ります。
- (2) 準市内業者及び市外業者は、送付での申請をしてください。(送付受付は平成24年2月29日までの消印・受付有効とします。後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。)

6 送付先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
 奈良市役所総務部契約室契約課 工事入札担当

7 登録有効期間

- (1) 市内業者・準市内業者 2年間(平成24・25年度)
- (2) 市外業者 1年間(平成24年度)

8 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。

9 その他留意事項

- (1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には受付しません。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消す場合があります。

(3) 新規に申請された方は、原則として1年間入札参加を留保いたします。

(4) 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。

(5) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度総務部契約室契約課に変更届を提出してください。

(6) 提出書類は、ひもとじ又はファイルとじにして提出してください。(項目ごとにインデックスを貼付・番号を記載)

(7) 提出書類以外にも、必要に応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

10 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第3条第1項の規定する建設業者で、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(平成22年10月1日から平成23年9月30日までの間に審査基準日を有するもの)を受けている者

<市内業者>(市内に建設業法に基づく本店を有する者)

① 入札参加資格審査申請書(第1号様式)

*経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受審した9業種(土木工、建築工、とび・土工、電気工、管工、舗装工、塗装工、防水工及び造園工)については、最大3業種までの申請となります。

② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)(平成22年10月1日から平成23年9月30日までの間に審査基準日を有するもの)

③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)

④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書(2年分)(写し)

⑤ 建設業許可通知書(写し)

⑥ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)

⑦ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)

⑧ 納税証明書(写し)

・法人 平成22・23年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成23年度分が確定していない場合は、平成21・22年度分)及び固定資産税に係るもの

・個人 平成22・23年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの

⑨ 国民健康保険料納付証明書(写し)(個人業者のみで平成22・23年度分に係るもの)

⑩ 水道料金・下水道使用料納付証明書(写し)(該当者のみで平成22年4月～平成23年9月分に係るもの)

⑪ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務付けられているとき)

- ⑫ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（直近のもの）
- ⑬ 調査票
- ※ 官公需適格組合（事業協同組合の場合）については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿（組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの）及び審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者>（市内に建設業法に基づく支店等を有する者）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式）
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成22年10月1日から平成23年9月30日までの間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書及び建設業許可申請書の別表又は別紙2(1)、2(2)（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
- ⑦ 委任状（原本）（営業所等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 納税証明書（写し）
 - ・法人 平成22・23年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成23年度分が確定していない場合は、平成21・22年度分）及び固定資産税に係るもの
 - ・個人 平成22・23年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの
- ⑪ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（該当者のみで平成22年4月～平成23年9月分に係るもの）
- ⑫ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑬ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（直近のもの）
- ⑭ 調査票

<市外業者>（市内に建設業法に基づく本店及び支店等を有しない者）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式）
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成22年10月1日から平成23年9月30日までの間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）

- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書及び建設業許可申請書の別表又は別紙2(1)、2(2)（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
- ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）（e-tax電子納税証明書可。FD又はCDで提出）
 - ・法人（その3）又は（その3の3）様式
 - ・個人（その3）又は（その3の2）様式
- ⑪ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑫ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（直近のもの）
- ⑬ 調査票
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

1. 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
2. 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）による登録業者）
3. 建築設計業者（建築士法（昭和25年法律第202号）による登録業者）
4. 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
5. 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
6. その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

<市内業者・準市内業者・市外業者共通>

- ① 入札参加資格審査申請書（第3号様式の1・第3号様式の2）
- ② 業態調書（業態調書に記載のない業務については、余白に記入してください。）
- ③ 技術職員名簿
- ④ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書（写し）
- ⑤ 財務諸表（直近1年度分）
 - なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者にあつては、現況報告書を必ず提出すること。
- ⑥ 営業所一覧表
- ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）

- ⑧ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)
- ⑨ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)
- ⑩ 納税証明書(写し)
- ・市内業者及び準市内業者
 - 法人 平成22・23年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成23年度分が確定していない場合は、平成21・22年度分)及び固定資産税に係るもの
 - 個人 平成22・23年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの
 - ・市外業者
 - 法人税(個人業者の場合は所得税)に係る納税証明書(写し)(e-tax電子納税証明書可。FD又はCDで提出)
 - 法人 (その3)又は(その3の3)様式
 - 個人 (その3)又は(その3の2)様式
- ⑪ 国民健康保険料納付証明書(写し)(市内個人業者のみで平成22・23年度分に係るもの)
- ⑫ 水道料金・下水道使用料納付証明書(写し)(該当者のみで平成22年4月～平成23年9月分に係るもの)(市内及び準市内業者のみ)
- ⑬ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務付けられているとき)
- ⑭ 労働保険料納付済証明書(雇用・労災)(写し)(直近のもの)
- ⑮ 調査票
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(3) 建設工事関係の物品供給業者

- ① 入札参加資格審査申請書(第4号様式)
- ② 取扱品目一覧表
- ③ 年間平均取扱高・製造高(販売・納入先等実績)、経営規模(自己資本金、職員数、営業年数)等を示す書類
- ④ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)
- ⑤ 商業登記履歴事項全部証明書(写し)(法人のみ)
- ⑥ 納税証明書(写し)
- ・市内業者及び準市内業者
 - 法人 平成22・23年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成23年度分が確定していない場合は、平成21・22年度分)及び固定資産税に係るもの
 - 個人 平成22・23年度分の市・県民税及び固定資産税に係るもの
 - ・市外業者
 - 法人税(個人業者の場合は所得税)に係る納税証明書(写し)
 - 法人 (その3)又は(その3の3)様式
 - 個人 (その3)又は(その3の2)様式

- ⑦ 国民健康保険料納付証明書(写し)(市内個人業者のみで平成22・23年度分に係るもの)
- ⑧ 水道料金・下水道使用料納付証明書(写し)(該当者のみで平成22年4月～平成23年9月分に係るもの)(市内及び準市内業者のみ)
- ⑨ 障害者雇用状況報告書(写し)(法律により提出が義務付けられているとき)
- ⑩ 労働保険料納付済証明書(雇用・労災)(写し)(直近のもの)
- ⑪ 調査票
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

第1号様式から第4号様式まで省略

(平成23年12月21日揭示済)

奈良市告示第721号

平成24年度奈良市物品購入等入札参加資格審査申請要領を次のように定める。

平成23年12月21日

奈良市長 仲川 元庸

平成24年度奈良市物品購入等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第2項の規定により、平成24年度において、奈良市が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他市長が定める契約等の入札に参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、入札に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書(物品購入等)を提出してください。

1 入札(見積り)に参加する者に必要な資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成22・23年度分の市・県民税(法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成23年度分が確定していない場合、平成21・22年度分)及び固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 平成22・23年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
- (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。

2 受付期間及び時間

- (1) 受付期間
 - 平成24年2月15日(水)～平成24年2月29日(水)
 - (土・日曜日を除く。)
- (2) 受付時間
 - 午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時

3 受付場所及び申請方法

(1) 受付場所
奈良市役所庁舎北棟4階 第18会議室
＜問合せ先＞奈良市総務部契約室契約課
電話番号 0742-34-4743

(2) 申請方法
① 市内業者は持参受付に限ります。
② 準市内業者及び市外業者は、送付での申請をしてください。(送付受付は、平成24年2月1日(水)から同月29日(水)までの消印、受付有効とします。後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、連絡先・担当者名を明記し、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。) ※準市内業者とは、支店・営業所を市内に有する方です。

〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所総務部契約室契約課 物品入札担当
5 登録有効期間
1年間(平成24年4月1日～平成25年3月31日)
6 その他留意事項
(1) 新規に申請された方は、原則として1年間入札参加を留保します。
(2) 入札参加資格申請書一式は、奈良市ホームページに掲載又は総務部契約室契約課窓口にあります。送付でのお取り寄せはできません。
(3) 提出書類は、クリアフォルダー(A4 透明)に入れて提出してください。
(4) 継続の登録において会社名が変更(合併等)の場合は、旧名称を記載してください。

4 送付先
別表第1

提出書類

番号	書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1	入札参加資格審査申請書(物品購入等) (第1号様式)	○	○	入札参加希望種目は別表第2の取扱種目一覧表より1種目を選択し記入してください。
2	入札参加資格審査申請調書 (第2号様式の1) (第2号様式の2)	○	○	
3	契約実績調書 (第3号様式)	○	○	過去2年間の官公庁及び民間での契約実績について、詳細に記入してください。
4	資格(技術)者等調書 (第4号様式の1) (第4号様式の2)	○	○	営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する業者の方は、その免許等の写しを必ず添付してください。
	例一警備業法(昭和47年法律第117号)による認定・営業所設置届出・業務開始の届出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく事業の登録・院内清掃認定書等、消防設備士免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等の写しを必ず添付してください。			
5	使用印鑑届 (第5号様式)	○	○	奈良市との契約に際し、使用する印鑑を押印してください。
6	委任状 (第6号様式)	△		権限を代理人(支店長・営業所長等)に委任する場合 (注)委任事項を限定するときは、委任事項の内容で委任しない事項を抹消し、訂正印を押してください。また、追加事項があれば、追加してください。
7	入札参加資格審査申請書受領書 (第7号様式)	○	○	住所・商号又は名称・代表者氏名を記入してください。
8	印鑑証明書(原本)	○	○	法人・・・法務局 個人・・・市町村
9	商業登記履歴事項全部証明書(写し可)	○		法務局が証明するもの
	納税証明書(写し可) *市内業者・準市内業者			個人・法人

10	<ul style="list-style-type: none"> 市・県民税 (法人市民税) (最近2箇年分) 固定資産税 (最近2箇年分) 	○	○	平成22・23年度分の市・県民税(法人市民税)にあつては、入札参加資格審査申請時において平成23年度分が確定していない場合は、平成21・22年度分)及び固定資産税(市民税課で証明)
	<ul style="list-style-type: none"> *市外業者(国税) 個人・・・所得税 (その3又はその3の2) 法人・・・法人税 (その3又はその3の3) 			(税務署で証明) e-tax電子納税証明書可 (FD又はCDで提出)
	納付証明書(写し可) *本市の国民健康保険料を賦課された者 <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険料 (最近2箇年分) 		○	個人 平成22・23年度分の国民健康保険料(平成23年度分は、証明願申請日までに納期限の到来しているもの) (国保年金課で証明)
11	調査票	○	○	
(注) <ul style="list-style-type: none"> ○印は、各業者の方が必ず提出するもの。 △印は、必要な業者の方のみが提出するもの。 番号9・10の書類については、複写を認めます。 				

留意事項

- 申請書等の記載内容を確認できない場合又は提出書類が不足している場合には受付できません。
- この登録制度について、審査後は、業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。なお、新規に登録された方は、当初1年間入札参加を留保します。
- 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。
- 使用印鑑届は、実印でなくてもよいが、入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用することとなるので十分留意してください。
- 書類を訂正する場合がありますので、できれば実印又は使用印鑑を持参してください。
- 納税証明書の申請には、印鑑(法人の場合には法人印)、納税義務者以外の者が申請をする場合には、納税義務者からの委任状が必要です。なお、納付証明書(市内個人業者のみ)の申請についても同様の手続が必要です。
- 提出していただいた入札参加資格審査申請書類は、開示請求があった場合は、奈良市情報公開条例に基づき、開示の対象となります。

別表第2及び第1号様式から第7号様式まで省略
(平成23年12月21日揭示済)

奈良市告示第722号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項

の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市長 仲川元庸

- 名称
都祁友田町自治会
- 規約に定める目的
本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
(1) 会員相互の親睦を図る。
(2) 回覧版の回付等区域内の住民相互の連絡
(3) 防犯対策の樹立並びに防犯協議会及び警察の行う防犯活動への協力
(4) 美化・清掃等区域内の環境の整備
(5) 集会施設の維持管理
(6) 施設への協力に関すること。
(7) その他本会の目的を達成するために必要と認められること。
- 区域
奈良市都祁友田町地内(都祁友田町自治会以外の自治会、福祉施設の区域を除く。)
- 事務所
奈良市都祁友田町163番地の1
- 代表者の氏名及び住所
伊達 幸伝
奈良市都祁友田町1418番地
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
いずれもなし

- 7 代行者の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
(1) 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。
(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 9 認可年月日
平成23年12月21日
(平成23年12月22日揭示済)

奈良市告示第723号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日
奈良市長 仲川元庸

- 1 名称
和田町自治会
- 2 規約に定める目的
本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
(1) 会員相互の親睦に関すること。
(2) 回覧版の回付等区域内の住民相互の連絡に関すること。
(3) 地域の防火、防災、防犯に関すること。
(4) 道路等の補修、清掃等の区域内の環境整備に関すること。
(5) 集会施設及び墓地の維持管理に関すること。
(6) 共有財産の維持管理に関すること。
(7) その他目的を達成するために必要なこと。
- 3 区域
奈良市和田町の区域
- 4 事務所
奈良市和田町206番地の1
- 1 指定管理者を指定する公の施設

- 5 代表者の氏名及び住所
西谷 宗典
奈良市和田町954番地の1
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
いずれもなし
- 7 代行者の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
(1) 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。
(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 9 認可年月日
平成23年12月21日
(平成23年12月22日揭示済)

奈良市告示第724号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計画を次のとおり縦覧します。

平成23年12月22日
奈良市長 仲川元庸

- 1 農用地利用集積計画の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部農林課内
(平成23年12月22日揭示済)

奈良市告示第725号

奈良市鴻ノ池球場等30施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日
奈良市長 仲川元庸

種別	名称	所在地
野球場	奈良市鴻ノ池球場	奈良市法蓮佐保山四丁目3番1号
	奈良市緑ヶ丘球場	奈良市奈良阪町2851番地
体育館	奈良市中央体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目1番3号
	奈良市中央第二体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目6番1号
	奈良市南部生涯スポーツセンター体育館	奈良市杏町467番地の1
	奈良市西部生涯スポーツセンター体育館	奈良市中町4860番地
陸上競技場	奈良市鴻ノ池陸上競技場	奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号
屋外プール	奈良市青山プール	奈良市青山三丁目2番地
屋内プール	奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	奈良市中町4860番地

庭球場	奈良市柏木コート	奈良市柏木町255番地の1
	奈良市黒谷コート	奈良市中町2877番地
	奈良市平城第一コート	奈良市左京二丁目1番地
	奈良市平城第二コート	奈良市朱雀二丁目12番地
	奈良市青山コート	奈良市青山三丁目2番地
	奈良市佐保山コート	奈良市佐保山二丁目902番地の374
	奈良市鴻ノ池コート	奈良市法蓮佐保山四丁目9番1号
	奈良市西部生涯スポーツセンターコート	奈良市丸山一丁目905番地
	奈良市南部生涯スポーツセンターコート	奈良市杏町467番地の1
球技場	奈良市柏木球技場	奈良市柏木町255番地の1
	奈良市黒谷球技場	奈良市中町2877番地
	奈良市平城第一球技場	奈良市左京二丁目1番地
	奈良市平城第二球技場	奈良市朱雀二丁目12番地
	奈良市中ノ川球技場	奈良市芝辻町556番地の1
	奈良市奈良阪球技場	奈良市奈良阪町1367番地
	奈良市登美ヶ丘球技場	奈良市北登美ヶ丘一丁目1761番地の2
	奈良市西部生涯スポーツセンター球技場	奈良市丸山一丁目905番地
	奈良市南部生涯スポーツセンター球技場	奈良市杏町467番地の1
ゲートボール場	奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場	奈良市丸山一丁目1079番地の238
多目的コート	奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート	奈良市杏町467番地の1
クラブハウス	奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス	奈良市丸山一丁目1079番地の238

- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市二条大路南一丁目1番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。
(平成23年12月22日揭示済)

奈良市告示第726号

奈良市ならやま屋内温水プールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市左京五丁目3番地の1

- 奈良市ならやま屋内温水プール
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条大路一丁目9番10号
社会福祉法人奈良市社会福祉協議会
会長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。
(平成23年12月22日揭示済)

奈良市告示第727号

奈良市都祁生涯スポーツセンターコート等4施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市長 仲川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

種別	名称	所在地
庭球場	奈良市都祁生涯スポーツセンターコート	奈良市都祁馬場町846番地の5
球技場	奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場	奈良市都祁馬場町846番地の5
多目的コート	奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート	奈良市都祁馬場町846番地の5
クラブハウス	奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス	奈良市都祁馬場町846番地の5

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市告示第728号

奈良市中央武道場等4施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

種別	名称	所在地
武道場	奈良市中央武道場	奈良市法蓮佐保山四丁目1番2号
	奈良市中央第二武道場	奈良市法蓮佐保山四丁目6番3号
弓道場	奈良市弓道場	奈良市法蓮佐保山四丁目6番2号
相撲場	奈良市鴻ノ池相撲場	奈良市法蓮佐保山四丁目8番9号

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目1番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

会長 森本 正美

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) スポーツ施設の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市告示第730号

奈良市青少年野外活動センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第729号

奈良市八条コミュニティスポーツ広場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市八条一丁目814番地の4

奈良市八条コミュニティスポーツ広場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市八条一丁目812番地の2

八条第二自治会

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市阪原町25番地の1

奈良市青少年野外活動センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市阪原町25番地の1

特定非営利活動法人奈良地域の学び推進機構

理事長 上中 信幸

3 指定管理者の指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市青少年野外活動センター条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) センターの使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市告示第731号

奈良市ならまち格子の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市元興寺町44番地
奈良市ならまち格子の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市二条大路南一丁目1番1号
ならまち格子の家指定管理者コンソーシアム
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市ならまち格子の家条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市ならまち格子の家の利用制限に関する事。
 - (3) 奈良市ならまち格子の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市告示第732号

奈良市針テラス情報館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成23年12月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市針町345番地
奈良市針テラス情報館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市二条大路南一丁目1番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市針テラス情報館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市針テラス情報館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 奈良市針テラス情報館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市告示第733号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年12月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成23年12月22日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成23年12月22日揭示済)

奈良市告示第734号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年12月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成23年9月30日 奈良市指令都整開 第11A-17号
平成23年12月9日 奈良市指令都整開 第11A-17-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成23年12月22日 第1286号
公共施設 平成23年12月22日 第574号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市押熊町1517番2の一部、1517番3の一部、1517番5の一部、1518番5の一部、1519番2の一部、1519番3の一部、1578番3の一部、1586番1の一部、1587番1の一部、1587番2の一部、1587番3の一部、1587番6、1588番14、1588番15、1588番16、1590番6、1590番7、1591番1、1591番2、1591番3、1591番4の一部、1593番2、1593番3、1594番の一部、1595番6の一部、1595番7及び1596番5

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西大寺東町二丁目1番63号
三和住宅株式会社 代表取締役 小林 茂樹

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路
奈良市押熊町1587番1の一部、1587番2の一部、1587番6の一部、1588番14の一部、1588番15、1588番16、1590番7の一部、1591番1の一部、1591番2の一部、1591番3の一部、1591番4の一部、1593番2の一部、1593番3の一部、1594番の一部、1595番6の一部、1595番7の一部及び1596番5の一部

(2) 下水道
奈良市押熊町1587番1の一部、1587番2の一部、1587番6の一部、1591番1の一部、1591番2の一部、1591番3の一部、1591番4の一部、1593番2の一部、1594番の一部、1595番6の一部及び1596番5の一部

(3) 管路敷
奈良市押熊町1517番2の一部、1517番3の一部、1517番5の一部、1518番5の一部、1519番2の一部、1519番3の一部、1578番3の一部、1586番1の一部、1587番3の一部及び1595番6の一部
(平成23年12月22日揭示済)

奈良市告示第735号

平成23年12月13日付奈良市告示第697号の一部を次のとおり変更し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告する。

平成23年12月26日

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
押熊第3幹線-10	奈良市北登美ヶ丘五丁目1400-254	奈良市北登美ヶ丘五丁目1397-17
西大寺南幹線-249	奈良市西大寺宝ヶ丘713-2	奈良市西大寺宝ヶ丘718-1
大宮幹線-42	奈良市三条松町641-3	奈良市三条松町641-6
大安寺第1幹線-226	奈良市東九条町562-2	奈良市東九条町554
東九条幹線-156	奈良市東九条町622-2	奈良市東九条町622-9

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成23年12月26日揭示済)

奈良市告示第737号

奈良市観光自動車駐車場条例(平成12年奈良市条例第17号)第3条の3第2項の規定により次のとおり臨時に開場します。

平成23年12月27日
奈良市長 仲川 元 庸

奈良市長 仲川 元 庸
第2項第1号中「入札参加希望種目(主とする業種;第1希望)が」の次に「(K)機械器具」の「(1)土木建設機器」、「(2)産業用機器・電気関係」、「(3)工作機器」若しくは「(9)その他」として登録されているもの、若しくは」を加える。
第4項に次の1号を加える。
(4) その他
新たに入札参加要件を満たす方で、質疑のある場合は、平成23年12月26日(月)午前9時から午後4時までに電子メール又は持参により契約課へ提出してください。回答は、平成23年12月27日(火)午前9時から午後4時までに電子メールで送付します。又契約課において閲覧に供します。
(平成23年12月26日揭示済)

奈良市告示第736号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。
その関係図書は、平成23年12月26日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。
平成23年12月26日
公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲川 元 庸

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成24年1月10日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市北登美ヶ丘五丁目、西大寺宝ヶ丘、三条松町及び東九条町の各一部

施設名	臨時に開場する日時
奈良市転害門前観光駐車場	平成23年12月31日午後8時 ～平成24年1月1日午前8時 (平成23年12月27日揭示済)

奈良市告示第738号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成23年12月27日
奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		施 術 の 種 類	指 定 年 月 日
施術所の名称	施術所の所在地		
大川 吾朗		柔道整復	平成23年 12月9日
おおかわ整骨院 (大川 吾朗)	奈良県奈良市窪 之庄町144-1		

(平成23年12月27日揭示済)

奈良市告示第739号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成23年12月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	奈良市三条大路五丁目2番40号
申請者氏名	マサキ不動産販売株式会社 代表取締役 正木 康雄
道路の位置	奈良市疋田町二丁目631番1、633番4の各一部及び631番6
道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
道路の延長	14.95m
指定年月日	平成23年12月27日
指 定 番 号	第23007号

(平成23年12月27日揭示済)

奈良市告示第740号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり公告し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成23年12月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市大森町、押熊町、神殿町、西大寺宝ヶ丘、西大寺野神町一丁目、東九条町、中町、中山町及び古市町の各一部

(平成23年12月27日揭示済)

奈良市告示第741号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更しましたので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供します。

平成23年12月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 変更した農業振興地域整備計画の名称
(1) 奈良農業振興地域整備計画（農業・農村整備計画）
(2) 都祁農業振興地域整備計画
(3) 月ヶ瀬農業振興地域整備計画
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書（農業・農村整備計画書）の写しの縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部農林課内

(平成23年12月27日揭示済)

奈良市告示第742号

奈良市地域福祉推進会議設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年12月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市地域福祉推進会議設置要綱の一部を改正する告示

奈良市地域福祉推進会議設置要綱（平成18年奈良市告示第518号）の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉総務課」を「福祉政策課」に改める。

附 則

この告示は、平成23年12月28日から施行し、改正後の奈良市地域福祉推進会議設置要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成23年12月28日揭示済)